

付表 4-1 独自制度の実施状況(続き)

自治体名	ア	イ	ウ	エ
	上乗せ等の届出制度	管理計画等の届出制度	事業者向けの管理指針	その他
大阪府	○	○	○	
広島県				○
徳島県	○		○	
佐賀県			○	
熊本県				○
件数	11 件	10 件	19 件	6 件

付表 4-1 に示した独自制度は条例や指針等に基づいて規定されており、その具体的な名称等を付表 4-2 に整理した。

付表 4-2 独自条例及び指針の概要

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
北海道			北海道における高度技術の利用に伴う化学物質の管理に関する環境保全指針	H6.7
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	H15.2	化学物質適正管理指針	H15.2
福島県			福島県化学物質適正管理指針	H10.7
茨城県			茨城県化学物質適正管理指針	H17.10
栃木県	栃木県環境の保全等に関する条例	H17.4		
群馬県			群馬県化学物質環境安全管理指針	H11.3
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H14.4	特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針	H14.4
千葉県			千葉県化学物質環境管理指針	H9.4
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H13.10	東京都化学物質適正管理指針	H13.9
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	H17.4	・化学物質の適正な管理に関する指針 ・化学物質の安全性影響度評価に関する指針	H17.4

付表 4-2 独自条例及び指針の概要(続き)

自治体名	条例		指針	
	名称	施行時期	名称	施行時期
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H15.4	化学物質の適正な管理に関する指針	H15.4
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	H12.12	化学物質の適正管理に関する指針	H12.12
富山県			化学物質管理指針(仮称)	未定
富山市			化学物質管理指針(仮称)	未定
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.4		
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15.10	愛知県化学物質適正管理指針	H15.10
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	H16.4	化学物質適正管理指針	H16.4
滋賀県	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	H13.4		
京都府			京都府化学物質適正管理指針	H9.4
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	H7.5	大阪府化学物質適正管理指針	H7.5
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	H16.10		
徳島県	徳島県生活環境保全条例	H17.10	指定化学物質適正管理指針	H17.10
佐賀県			指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針	H16.3
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H13.1		

注1: 千葉市、新潟県については条例または指針に相当するものではなかった(協定、取扱量調査等)ため、本表では省略した。

注2: 富山県・富山市は双方を事務局とした「化学物質管理指針」(仮称)を立ち上げることを予定しており、両者は一体のものである。

独自制度のある自治体のうち、「ア. 上乘せ等の届出制度」に回答した 11 自治体について、届出項目や届出要件等の内容について回答された結果を以下に示す。

② 届出項目の追加

業種名とは別に事業内容など事業所の概要を詳細に把握するための項目を届出させている自治体もあった。特に従業員数については、法律で届出を規定していない「事業者全体」の従業員数を届出項目とするケースが半数以上あった(→付表 4-3 参照)。

化学物質別の項目としては、取扱量(使用量等)を届出させている場合が大半であり、横浜市以外の 10 自治体が何らかの形で取扱量の届出を規定している。また、札幌市、東京都、川崎市では排出量や移動量も届出させているが、これらの自治体の条例では対象化学物質の独自指定や取扱量要件の引き下げ、従業員数のすそ切りが PRTR 制度の届出要件と異なるため、法律に基づく届出以上の情報が把握可能である。

埼玉県や大阪府などでは、業種の指定や年間取扱量等が PRTR 制度と異なっているにも関わらず(→付表 4-5 参照)、上乗せ部分について排出量・移動量の届出は規定しておらず、取扱量だけが取扱状況を示す届出項目である。

付表 4-3 地方自治体の条例に基づく届出項目(取扱状況等)

自治体	事業所概要					取扱状況						
	従業員数 (事業者全体)	従業員数 (事業所)	事業規模 (出荷額等)	業種名	事業内容 (製造品目等)	用途 (使用目的)	取扱量合計	使用量	製造量	取り扱う量(注1)	保管量	製造品としての出荷量
札幌市	○	○		○				○	○			○
埼玉県	○	○		○			○	○	○	○		
東京都	○	○		○	○	○		○	○			○
神奈川県	○	○		○		○		○	○			
横浜市	△	△		△							△	△
川崎市								△			△	
石川県							○	○	○			
愛知県		○		○			○					
名古屋市	○	○		○			○					
大阪府	○	○	○	○	○			○	○			
徳島県							○					

注1:「取り扱う量」は自ら事業所内で使用せず、そのまま出荷される数量のこと(例:燃料小売業のガソリン)。

注2:埼玉県以外で取扱量の届出を規定している自治体は、「取り扱う量」が使用量(又は取扱量)の一部として含まれている。

注3:法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

注4:横浜市・川崎市は、要請に応じて届出させる規定となっているため“△”で示す。(付表 4-4 についても同様)

付表 4-4 に示す上乗せ条例に基づく届出項目では PRTR 制度と重複した項目についても届出を規定しているが、付表 4-5 に整理したとおり、国の PRTR 制度とは届出要件が異なるため、事業者(中小規模事業者等)の実態についても把握可能である。

付表 4-4 地方自治体の条例に基づく届出項目(排出量等)

自治体	排出量						移動量		その他
	大気	公共用水域	土壌	敷地内埋立	大気・水域以外	合計	廃棄物	下水道	PRTR届出の有無(注4)
札幌市	○	○			○	○	○	○	○
埼玉県									
東京都	○	○			○	○	○	○	○
神奈川県									
横浜市									
川崎市	△	△	△	△	△		△	△	
石川県									
愛知県									
名古屋市									
大阪府									
徳島県									

注1:排出量・移動量の欄は、法律に基づく届出だけの場合(条例としての届出がない場合)は空欄とした。

注2:排出量のうち「大気・水域以外」は、大気と公共用水域以外の排出をまとめて届出させているもの。

注3:札幌市と東京都の場合、法律に基づく排出量・移動量の届出をしている場合は、条例に基づく排出量・移動量の届出が省略可能。

注4:法律に基づく届出に含まれていない項目は網掛けで示す。

③ 届出要件の拡大

業種や従業員数は法律の要件と同じ自治体が多いものの、年間取扱量については約半数の自治体が年間取扱量の要件を法制度より下げており、少量の取扱についても把握している。その中でも大阪府では、化学物質の有毒性に応じて年間取扱量の届出要件に差を設けている。

自治体ごとの条例による届出要件を付表 4-5 に示す。付表 4-5 において、国の法律に基づく届出要件と同じ項目は空欄とした。

付表 4-5 地方自治体の条例における届出要件

自治体	業種	従業員数		年間取扱量
		事業者全体	事業所	
札幌市		10人以上		100kg/年以上
埼玉県				500kg/年以上
東京都	工場:57種 作業場:32種	すそ切りなし		100kg/年以上
神奈川県				
横浜市				すそ切りなし
川崎市			21人以上	
石川県				
愛知県				
名古屋市				
大阪府	製造業のみ	すそ切りなし		1物質以上が以下の条件を満たす事業所 Aランク:100kg/年以上 Bランク:1,000kg/年以上 Cランク:10,000kg/年以上 上記の事業所で以下の条件を満たすすべての物質 Aランク:30kg/年以上 Bランク:100kg/年以上 Cランク:100kg/年以上
徳島県				

注1:東京都は業種の代わりに工場や事業場の種類を規定している。

注2:札幌市は同市内にあるすべての事業所の従業員数の合計で届出要件を規定している。

注3:大阪府におけるAランク等は、化学物質の有毒性(発がん性等)を示す。

注4:大阪府における有毒性別の物質数は以下のとおり。

Aランク:39物質(トリエタノールアミン等)

Bランク:41物質(硫酸等)

Cランク:43物質(アセトン等)

注5:大阪府における年間取扱量の要件は「kg→リットル」と読み替え可能とされている。

注6:大阪府以外の年間取扱量の要件は、「事業所の要件」と「物質別の要件」が同じ。

④ 届出対象物質の追加等

埼玉県、東京都、川崎市、大阪府の4自治体では国の届出対象物質とは別に独自で物質を指定し、追加している。

自治体ごとの条例による届出対象物質数等を付表4-6に示す。付表4-6において、国の法律に基づく届出対象物質と同じ場合は、「国の届出対象物質との関係」の全項目を空欄とした。

付表 4-6 地方自治体の条例における届出対象物質数等

自治体	物質数	国の届出対象物質との関係			
		追加	一部除外	一部除外・追加	その他
札幌市	66		66 物質選定 (第一種のうち)		
埼玉県	499	第一種:354 物質 第二種:81 物質 独自指定:64 物質			
東京都	58			第一種から42 物質 独自指定 16 物質	
神奈川県	354				
横浜市	指定なし				物質指定 なし
川崎市	64+ 市長が 必要と認め る物質			第一種から51 物質 独自指定 13 物質 等	
石川県	354				
愛知県	354				
名古屋市	354				
大阪府	123			第一種から73 物質 第二種から2 物質 独自指定 48 物質	
徳島県	354				

注1: 法律に基づく第一種指定化学物質は「第一種」と略称した(「第二種」も同様)。

注2: 横浜市は要請に応じて届出させる規定となっているため、物質に制限を設けていない。

注3: 川崎市は64物質だけ指定しているが、そのすべてについて報告を求めるとは限らない。

2. 事業者の取組状況等に関する調査結果

(1) 環境省のアンケート調査

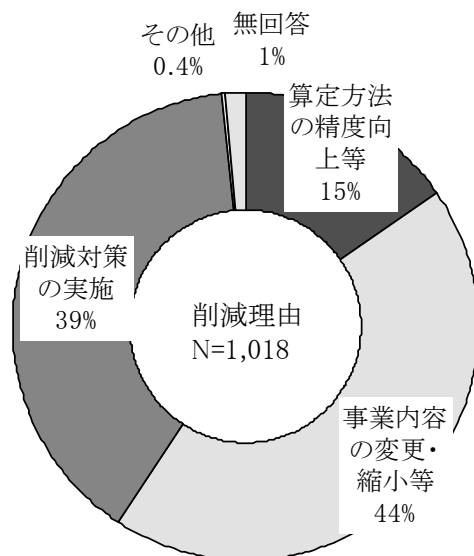
① 調査方法

環境省では、平成 13 年度及び平成 14 年度に連続して化管法に基づく PRTR 排出量の届出を行った約 29,000 事業所から、平成 13 年度における届出排出量が一定規模以上であり、かつ、平成 14 年度の届出排出量が平成 13 年度の届出排出量に比べて減少した 1,752 事業所を抽出し、事業者の取組状況等に関するアンケート(以下、「環境省アンケート」という。)を平成 16 年度に実施した(1,018 事業所(58.1%)から回答があった)。

また、上記調査において「排出削減対策を実施した」と回答した 398 事業所から先進的な取組を行っていると考えられる 20 事業所を選定し、ヒアリング調査(以下、「環境省ヒアリング」)を実施した。

② 調査結果

上記環境省アンケートにおいて、届出排出量が減少した理由を調査した結果を付図 4-1 に示す。また、上記環境省ヒアリングにおいて、排出量の削減対策を実施した理由をヒアリングした結果を付図 4-1 に示す。さらに、環境省ヒアリングにおいて事業者による現行の PRTR 制度に対する意見を収集した結果を付図 4-1 に示す。



資料:環境省アンケート

(http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=6058&hou_id=5311)

付図 4-1 届出排出量の減少理由

付表 4-7 排出削減を実施した理由

業種名	事業所の 従業員数 (人)	排出削減を実施した理由
化学工業	1～4	削減対策を講じたのは、PRTR の対象化学物質であることや自治体の条例等の環境行政が高まったことによる。
プラスチック 製品製造業	300～499	トルエンを削減したのはPRTRの対象化学物質であったためと人体影響を考慮したため。
パルプ・紙・ 紙加工品製 造業	300～499	PRTR の対象化学物質であるため、削減を実施した。
電気機械器 具製造業	300～499	ISO の取得に関係して、グループ全体で塩化メチレンの削減を目標として掲げた。
化学工業	20～29	ISO14001 の取得のために対策を考えた。
ゴム製品製 造業	100～199	ISO の取得と取引先からの要請に応えるため。
化学工業	50～99	作業環境の改善を図ることを目的に削減を開始した。平成 10 年度に自治体において PRTR パイロット事業を実施したことも影響した。
出版・印刷・ 同関連産業	30～49	労働安全衛生法や大気汚染防止法への対応が主な理由で PRTR 制度ができるよりもずっと前から対策を講じていた。
出版・印刷・ 同関連産業	30～49	昭和 59 年に公害対策として回収装置を導入した。
金属製品製 造業	50～99	平成 13 年に自治体の抜き打ち検査があり、排出濃度を 50ppm 以下にするよう指導を受け、平成 14 年に回収装置を導入した。
なめし革・同 製品・毛皮 製造業	100～199	経済産業省から所属する業界団体に対して有害大気汚染物質の削減要請があった。
一般機械器 具製造業	1000 人 以上	社内の削減物質に該当していたため。
繊維工業	100～199	取引先からシックハウス対策として削減要請があったため。
非鉄金属製 造業	50～99	コストダウンのため。

資料:「平成 17 年 8 月排出削減に向けた取組事例集」策定時の検討資料より作成

(2) 川崎市のアンケート調査

① 調査方法

川崎市では、事業者の自主管理が実際にどれだけ化学物質の排出削減に結びついているかを把握するため、平成 16 年度にアンケート調査(本文中では、「川崎市アンケート」という。)を実施した。調査の概要を付表 4-8 に示す。

付表 4-8 川崎市におけるアンケート調査の概要

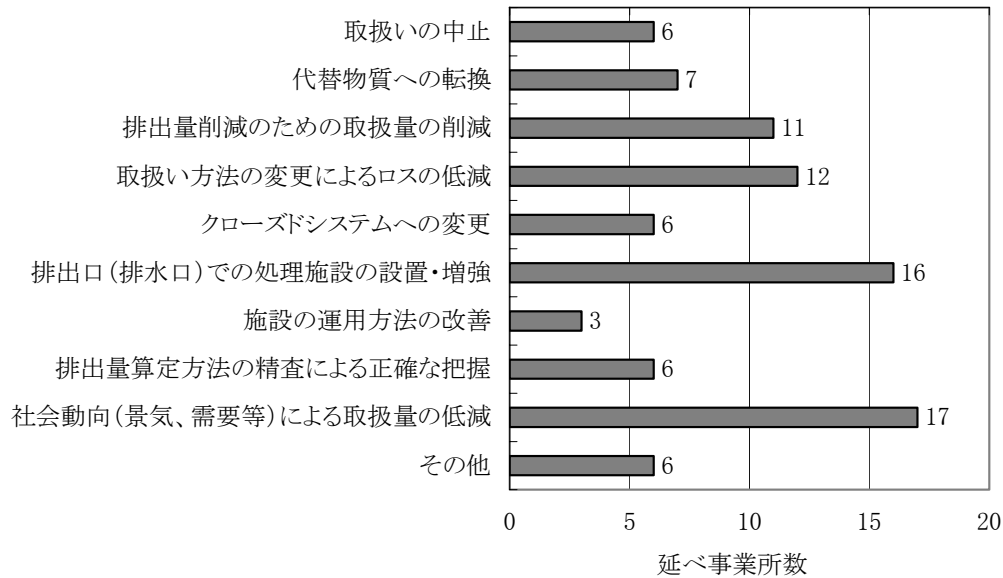
項目	内容	詳細
対象事業所数	90 事業所 (延べ対象物質数 220)	対象事業所は、化管法の届出で、対象化学物質を次の排出量以上届け出ている事業所とした。 <ul style="list-style-type: none"> 化管法の第1種指定化学物質:環境への排出量が1トン以上である物質に限る。 化管法の特定第1種指定化学物質:環境への排出がある(四捨五入してゼロでない)物質に限る。
回答事業所数	78 事業所	回答率 87%
調査項目	これまでの排出量の減少状況	Q1:平成 13 年度から平成 15 年度までの排出量の減少の有無 Q2:排出量が減少した要因 Q3:排出量が削減しなかった理由
	平成 16 年度以降の排出量削減対策	Q4:対策予定 Q5:対策方法 Q6:対策予定のない理由

資料:川崎市アンケート(<http://www.city.kawasaki.jp/>)結果より作成

② 調査結果

ア) 排出量が減少した理由

調査を実施した 78 事業所のうち「1物質でも減少した事業所」37 件に対して、複数回答で排出量が減少した理由について調査した結果を付図 4-2 に示す。



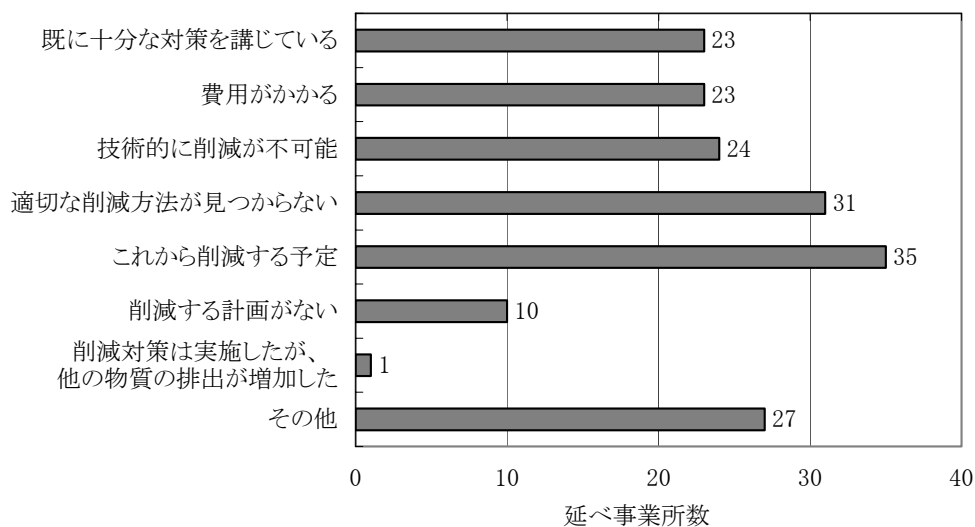
注:「施設の運用方法の改善」より上の回答は何らかの排出削減対策を行っていることを示す。

資料:川崎市アンケート(<http://www.city.kawasaki.jp/>)結果より作成

付図 4-2 排出量が減少した理由ごとの事業所数

イ) 排出量が減少しなかった理由

調査を実施した 78 事業所のうち「減少しなかった事業所」41 件に対して、複数回答で排出量が減少しなかった理由を調査した結果を付図 4-3 に示す。



資料:川崎市アンケート(<http://www.city.kawasaki.jp/>)結果より作成

付図 4-3 排出量が減少しなかった理由ごとの事業所数